

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
第3回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ（第3回）
議事概要

令和4年4月11日（月）
15:00～17:00
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 前回のワーキンググループにおける指摘事項等について
 - (2) 論点整理（案）について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：前回の検討会における指摘事項等について
資料2：生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）
資料3：構成員提出資料

【参考資料】

- 参考資料：論点整理（案）の概要

2022-4-11 第3回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ

○唐木室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですけれども、谷口構成員については御都合により御欠席となっております。また、鈴木寛之構成員におかれては、4月に御異動があったため、本日のワーキンググループにはオブザーバーとして御参加いただいております。

また、今回の検討会も傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、以降の進行につきましては、新保座長にお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○新保座長 皆様、こんにちは。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は「前回のワーキンググループにおける指摘事項等について」「論点整理（案）について」です。

進め方といたしましては、まずは事務局から資料に沿って御説明いただきます。続いて、厚生労働省社会・援護局保護課が事務局となり開催しております、生活保護に関する国と地方の実務者協議における検討状況を、保護課の進士室長より簡単に御報告いただきます。その後、論点整理の取りまとめ案について、構成員の皆様より挙手制で御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○本多補佐 生活困窮者自立支援室の本多でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず資料1ですけれども、前回のワーキンググループにおける御指摘事項ということで2つつけております。

1つ目、1ページ目になりますけれども、前回、垣田構成員からいただいております「自治体における居住支援のニーズについて」ということで、一時生活支援事業を未実施の自治体においても住まいに関する支援ニーズがあることをデータで示せないかということ、こちらは困窮のシステムから取っているデータになっておりますけれども、左側が一時生活支援事業未実施の自治体における「住まい不安定」に関する新規相談の有無の割合ということで、事業未実施の自治体のうち約85%の自治体において「住まい不安定」の御相談があったという結果になっております。また、右側は、事業未実施自治体において「ホームレス」の特性の方からの新規相談があった自治体については、3割程度の自治体におい

てそういった相談があったということで、いずれにしても一時生活支援事業の未実施自治体においても居住支援のニーズは一定あることが改めて確認された資料になっております。

2 ページ目、3 ページ目については、前回五石構成員から御指摘をいただいております。「自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の支援について」ということで、こちらは2月28日に出した資料のうち、右下の支援実績というところで「訪問」「同行支援」を行っている実績が令和元年度から2年度にかけて40倍以上の増加ということでお示しをしていたのですけれども、この数字が大き過ぎるのではないかとということで改めて確認をさせていただいたところ、令和元年度中に「訪問」「同行支援」の件数の取り方を変更したということがありまして、令和元年の数字が極端に少なく出てきてしまっていたということが分かりました。

次に、3 ページで改めて右下になりますが、「訪問」「同行支援」の合計の件数ということで再度集計をし直したところ、新型コロナの影響もありまして、元年度から2年度にかけて約3万件程度の減少という結果になっておりましたので、訂正の上、改めて御説明させていただきます。

それでは、資料2になりますが、論点整理の素案ということになっておりまして、3月7日にこのワーキンググループで御議論いただいたたき台から、7日のワーキングでいただいた御意見と24日の論点整理親会でいただいた御意見を修正して反映をしているものになっております。主立った点のみ御説明させていただければと思っております。

まず、3 ページの下から3つ目の○のところですが、もともと特例的な給付・貸付事務が膨大となったという書き方をしていたのですけれども、前回の検討会の中で、件数が増えたというよりは、むしろこういった給付・貸付事務が従来困窮法が想定をしていなかった事務なのではないかという御指摘がありましたので、そのように修正をしております。

また、3 ページの一番下から4 ページにかけて、コロナ禍における困窮法と生活保護法との関係に関する記載ですとか、コロナ禍で生活保護受給者があまり増加しなかった要因等を分析するとともに、両制度を取り巻く状況も踏まえつつ、生活保護、困窮の両制度の在り方について議論する必要があるということで、生活保護との関係について総論的なところに記載をしております。

また、地域共生との関係というところ、4 ページの中ほどになりますけれども、もともと地域共生社会というのは困窮法の考え方をほかの福祉分野や政策領域に広げ、といった記載ですとか、また、次の○のところ、法において積み重ねられた実践が地域共生社会の実現に向けた取組の中核となり、という記載をしておったところなのですけれども、こちら前回の検討会の中で、生活困窮以外のほかの福祉3分野においても地域共生に向けた様々な取組がされているので、そうしたところも考慮した記載ぶりに修正すべきではないかという御指摘がありましたので「法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化」といった書き方ですとか、「法の関係者と他の福祉分野の関係者等が連携・協働することを通じて相乗効果が生まれ」といった記載に修正をしております。

次に、各論の修正点を御説明させていただきたいと思います。8ページの「個別論点」の1つ目で「生活困窮者自立支援のあり方」というところで、一番最初の○で理念について記載をしておりますけれども、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」については、特に法の実施主体だけではなくて地域住民を含む多様な主体との連携・協働によるつながりや居場所づくりの取組といったものの積み重ねがありますので、そういったところを追記してはどうかという御指摘を受けて記載をしております。

10ページに飛びますけれども、上から2つ目の○のところで「法に基づく事業や関係施策が分立している」という記載ですが、もともとそういったところもあって「それぞれの自治体を使いやすいような工夫が必要ではないか」と記載をしていたのですけれども、こちらも前回の検討の中で、自治体の使い勝手というところより、むしろ制度全体としてそれぞれの地域においていかに包括的な支援が提供できているかを考える必要があるのではないかという御指摘をいただいておりますので、そういった記載に修正をしております。

また、10ページで新たに2つ追記をしているのですけれども、法に基づく事業について、事業内容を細かく定められていたほうが取り組みやすいという一方で、支援現場の自由な裁量と発想で取り組む上ではある程度「余白」が必要ではないかといった御指摘ですとか、コロナ禍において地域活動の多くが自粛となっている中で、法の理念に基づく支援を行っていく上では、地域住民・住民自治組織の活動支援、専門機関・専門職との協働を進めることが重要ではないかといった御指摘を記載しております。

次に、11ページの一番下のところになってきますけれども、緊急小口資金等の特例貸付の償還に関する記載というところで「返済開始後も含めた返済の基準については、極力柔軟な運用を求め、真に困窮している方から返済を求めた結果、更なる困窮に陥ることがないよう運用すべきではないか」といったところを記載しております。

次に、12ページで、自治体において重層事業と困窮法をどのように組み合わせて実施していくのか、事例の展開を進める必要があるのではないかとすとか、就労準備支援事業については、重層事業と一体的に行うことで効果的な支援ができるのではないかとといった御指摘、重層と困窮法の間を記載しております。

また、その間になりますけれども、高齢化が進展し、財政状況も厳しさを増す中、包括的な支援体制の在り方については長期的な視点で考える必要があるのではないかとといったことも追記をしております。

次に、自立相談支援事業の関係の記載になりますけれども、ちょっと飛びまして19ページの一番下のあたりの記載になっておりますが、「ひきこもり状態にある方への支援について、特にコロナ禍ではアウトリーチなどの支援を十分に行うことができなかつたことも踏まえ、強化すべきではないか」といった点を記載しております。

19ページの一番下のところに注釈を記載しておりますけれども、前回の検討会の中で全ての事業にまたがるような記載については各事業のところではなく、総論のところ記載をすべきではないかといった御指摘もいただいておりますけれども、主にワーキンググ

ループの個別テーマの会で御発言いただいたものについては、当該テーマの部分に便宜的に記載をしておりますが、他のテーマにも関係するような記載については、共通の論点として全体として検討していくということを注釈で改めて記載をしております。

次に、20ページになりますけれども、上から2つ目の○のところ、支援会議の設置目的ですとか、支援調整会議あるいは重層のほうの支援会議、支援調整会議といった同じような名称の会議との機能の違い、役割分担、具体的な好事例というものを自治体職員や支援員に周知をすることにより、設置を早急に進める必要があるのではないかとといったことを記載しております。

次に、就労関係の修正点になっております。26ページの下から2つ目の○になりますけれども、困窮法の就労支援の対象となる方はどちらかというとな無業の方ですとか、離職、廃業された方が想起をされやすいところなのですが、離職前から早期の支援を行うことにより経済的困窮を防止するとともに、このままでは就労の継続が困難である方についても、そういった方への離職防止の支援についても困窮法に基づく支援の一環として実施すべきではないかという御意見をいただいております。

次に、27ページの1つ目の○になりますけれども、もともと就労体験等の移動の支援については、就労準備支援事業と認定就労訓練事業のそれぞれのパートで記載をしておりましたが、こちらに両方まとめる形で、就労準備支援事業と認定就労訓練事業の利用者の移動については、交通費を含む移動の支援を検討すべきではないかということに記載しております。

また、28ページ、「認定就労訓練事業の重要性や必要性について、自治体の福祉部局以外への周知や就労訓練アドバイザーによる企業等への周知も必要ではないか」といった点について記載をしております。

また、29ページの特定制職者雇用開発助成金に関する記載については「生活困窮者等の受入れに協力的な中小企業等を支援する観点」についても追記をしております。

次に、家計改善支援の関係になっております。32ページの下から2つ目になりますけれども、土日・夜間の相談体制やオンラインでの相談体制を整備することにより、相談しやすい環境を整えることが重要であり、特にオンラインの活用にあたっては、具体的な方法まで国が示すべきではないかといったことを記載しております。

また、33ページの上のほうになりますけれども、家計改善支援事業については基本的に金銭管理までは行っていないところですが、本人の判断能力が不十分であり、そうした金銭管理の支援が必要な場合には、社会福祉協議会が実施をする日常生活自立支援事業といった関係制度につなぐことも想定をされるので、日常からこうした事業や関係制度との連携を進めることが重要ではないかといったことを追記しております。

また、家計改善支援事業については、税や保険料等の滞納の解消や改善といったところにも効果的である一方で、そうした部局との連携についても強化をするべきではないかといったことを追記しております。

また、支援の在り方というところになりますけれども、相談者一人一人に寄り添って、本人の意思を尊重したオーダーメイド型の支援ができるように配慮した上で、エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化も必要ではないかといったことを追記しております。

次に、居住支援の関係になります。39ページが一番上になりますけれども、居住支援は、就労を含めた自立の基盤であり、全ての自治体で実施されることが重要であることから、現状の一時生活支援事業、地域居住支援事業における支援ですとか、この検討会の中でも御提案をいただいております24時間365日属性を問わない受入れを行うような緊急的な一時支援といった事業について、新たに居住支援事業として再編した上で必須化すべきではないかといった御意見を記載しております。

次に、中ほどの一時生活支援事業に関する記載ですけれども、こちらについても「全ての自治体において取り組まれることが重要」と記載をした上で、もともと「広域実施の推進」ということを書いていたのですけれども、前回の検討会の中で広域実施をして利用できるといっても、本人の希望に反して遠距離の移動などを強いられることにならないことが重要という御指摘をいただいておりますので、「本人の意思や希望にも配慮した上での広域実施」という記載に修正をしております。また、一時生活支援事業の未実施自治体においても、救護施設、日常生活支援住居施設など当該自治体内での施設の活用も検討すべきではないかということに記載しております。

次に「貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方」といったところになっております。45ページが一番上の〇のところですが、子どもの学習・生活支援事業の実施自治体間でも取組に格差が生じていることを踏まえ、都市部と地方部などの異なる地域間でも同等の支援内容が提供されるようにする必要がある」と記載しております。

また、3ポツ目、4ポツ目のところですが、子どもの学習・生活支援事業においては、学習支援だけではなく生活支援を併せて実施することが重要であり、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要があるのではないかとすとか、生活支援の部分については、食育支援等の他分野とも連携しながら、地域づくりや居場所づくりの取組につなげていく必要があるといったことを記載しております。

また、その次のところですが、オンライン学習の環境整備の必要性ですとか、46ページの1つ目のところでは「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく自治体計画の中で、この子どもの学習・生活支援事業の位置づけを明確化することが重要ではないかといった点について記載をしております。

また、子どものパートの最後にヤングケアラーに関する記載を入れておりましたけれども、前回の検討会の中で、ヤングケアラーというのは子どもの貧困といったところにとどまらず制度のはざま、課題の複合化といった問題の象徴的な事例と言えるのではないかとすとか、ヤングケアラーの世帯の状況が長期化していくと、高齢期の支援にまでつながってくる可能性があるため、長期的な視野で関わり続けることが重要といった御指摘をいただいておりますので、そちらについて追記をしております。

次に「生活保護制度との連携のあり方」というところになっております。49ページの「論点」の1つ目のところでございますが、もともと生活保護制度から困窮制度の移行ですとか、困窮制度から生活保護制度の移行というところを念頭に置いて「両制度間の切れ目のない支援を実現」と記載していたのですけれども、こちらについても前回の検討会の中で、そうしたところからもう一步踏み込んで「重なり合う支援」というところまで検討していく必要があるのではないかと御指摘をいただいておりますので、「重なり合う支援」の実現に向けて、そのあり方について議論を深めることが重要ではないか」といった記載に修正をしております。50ページについてもその部分については同様の修正を行っております。

また、50ページの2ポツ目のところになりますけれども、「生活保護法において自立支援に関する基本理念を規定することを検討する」といった点も追記をしております。

51ページ以降、その他の論点に関するところになっておりますけれども、まず、53ページの下から2つ目のところで「高齢化や人口減少が進む中、地域住民に寄り添って活動できる職員を配置するなど、地域における支え合いについても社会化する必要があるのではないか」といった御指摘ですとか、55ページの最初のところですが、「身寄りのない人への支援においては、本人の尊厳の確保が重要であり、権利擁護支援を基盤とした相談支援体制を整備する必要がある」という点について追記をしております。

56ページ以降、人材養成、都道府県の役割といったところになっておりますが、59ページから60ページにかけて、人材養成においては、支援員等の育成だけではなく支援員等のケアという観点が重要であり、支援員等をケアする仕組みについて、国や都道府県において積極的に検討すべきではないかといった記載ですとか、その次のところで、人材養成研修については、今後も国が責任を持って実施をするとともに、現行、初任者中心の研修となっておりますけれども、初任者以外の現任者についても定期的に研修を受講できるようにすべきではないかといった点を記載しております。

61ページの下2つの○なのでございますけれども、「都道府県の役割」に関する記載というところですが、都道府県内の自治体間、支援機関間の横のつながりや顔の見える関係性を構築するために、都道府県においても、他の支援機関のデータの提供や自治体のアウトリーチといった取組が必要ではないかですとか、都道府県は、困窮法に基づき、管内の市などに対する援助を行う責務がある一方で、都道府県がそうした役割を果たすことができるように、都道府県を支援することも重要ではないかといった点を記載しております。

62ページ、63ページ、64ページまで、その他の帳票システムや被災者支援といった点について、基本的にいただいた御意見を反映しております。

事務局からの資料の説明は以上になります。

○新保座長 本多補佐、ありがとうございました。

続きまして、保護課の進士室長より、生活保護に関する国と地方の実務者協議における検討状況についての御報告を簡単にお願いたします。

○進士室長 保護事業室長の進士と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、口頭で大変恐縮なのですがすけれども、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議に関する検討状況を御報告させていただきたいと思ひます。

生活保護制度の見直しにつきましては、昨年11月より本実務者協議を開催いたしまして、議論を行っているところでございます。これまで計6回開催をいたしまして、全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、全国町村会から推薦をいただいた生活保護制度を担当する課長級等の職員の方々と、自立支援、就労支援、家計改善支援、子どもの貧困対策、健康管理支援事業、医療扶助、居住支援、事務負担の軽減、最後に生活保護費の適正支給の確保策といった論点について議論を行ってきているところです。

先月末の第6回で議論の整理案というものをある程度取りまとめをいたしまして、今月中には公表する予定でございまして、その具体的内容につきましては、今後開催を予定しております社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において御報告をさせていただき予定でございまして。

その中で、具体的な議論を簡単に紹介させていただきます。大きくは4点でございます。1点目、特に自立支援あるいは事務負担の軽減といったところについてですけれども、自治体からは関係機関から被保護者への支援がケースワーカーの役割と認識され、なかなか連携がうまくいかないといった課題が挙げられ、ケースワーカー、自立支援関係事業の実施者やあるいはその関係機関と連携して支援に取り組むための仕掛けづくりが必要なのではないかという議論がありました。

自立支援の関係ですけれども、2つ目ですが、本論点整理（案）にもありますように、生活保護制度においては指導指示を行えるという規定がある一方で、自立の助長という観点から被保護者の支援を行っているところでございます。特に平成17年の自立支援プログラムの策定以降、本人の状況に合わせた支援を行ってきております。生活保護制度と生活困窮者自立支援制度とが連携して支援を進めていくため、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業、家計改善支援事業等の中で被保護者の支援を行うことができるようにすることも考えられるのではないかと議論もございました。

3点目、子どもの貧困対策についてでございます。学習機会の提供については、困窮法に基づく子どもの学習・生活支援事業など各種支援がなされてきている一方で、生活保護世帯においては親の教育への意識が高くないケースなどがある、あるいは子どもに直接アプローチする機会がないといった課題がありまして、なかなか有効なアプローチが取りづらいといった議論がございました。

最後に、居住支援というところなのですが、ここは幾つかありますが、保護施設においては、入所者の地域移行を進める観点からの取組を強化することや、日常生活支援住居施設についてはまだ施行間もないのですが、まずは支援の質の向上を図っていくことが必要といった議論がありました。

また、居住支援全体ということなのですが、居場所づくりも含めて地域で暮らし

ていくに当たっての現行の予算事業ですが、居住不安定者等居宅生活支援事業というものはありますが、そのさらなる推進ですとか、あるいは困窮法に基づく地域居住支援事業との連携の観点から進めていくことが重要といった議論がございました。

以上、簡単ではございますが、現在の検討状況について御報告をさせていただきます。

○新保座長 進士室長、ありがとうございました。

それでは、これより論点整理の取りまとめ案について、構成員の皆様より御意見をいただきたいと思っております。前回のワーキンググループの御意見が適切に反映されているかという観点を中心に、論点整理の取りまとめ案について、修正意見のある方は挙手をお願いいたします。また、御意見を述べていただく際には、何ページのどの論点に対する御意見かということも併せてお伝えいただけますようお願いいたします。

挙手ボタンを押していただいて、こちらで確認できる順番で進めていきたいと思うのですが、今日は2人の方が事前に資料を出してくださっています。まず、林構成員ですね。ホームページにも掲載されていましたが、構成員提出資料ということでお出しいただいておりますので、林構成員にお願いしたいと思います。続いて、垣田構成員も当日資料ということで出していただいておりますので、まずは林構成員、垣田構成員の順番で御発言をお願いいたします。

○林構成員 よろしく申し上げます。座間市の林です。

初めに、これだけ多岐に及ぶ論点をまとめていただいた事務局の皆様の多大な御尽力に感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

また、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の報告もありがとうございました。

内容に入らせていただきます。意見ということで出させていただきます。画面共有させていただきます。

まずは意見ということで、生活保護制度との連携、これは49ページ、50ページのあたりになりますけれども、生活保護制度との連携の在り方については「切れ目のない支援」という表現が「重なり合う支援」という表現になりました。前回の親会では重なり合うだけでなく支援のベクトルについてもお話が出ていたと思っておりますけれども、生活保護法に自立支援に関する理念規定を設けることは、両制度における支援のベクトルを合わせることに繋がると思っておりますので、重ねてお願いしたいと思います。

また、この「重なり合い」に関する議論は、生活保護におけるケースワーク業務の公的責任や、本法4条の自治体の責務にも関連すると思っております。本法と生活保護制度による「重なり合う支援」の体制づくりが、生活保護におけるケースワーク業務の公的責任の後退につながってはならないと考えます。

このため、50ページの上から2つ目の○の「支援の一体的な実施により」以下について、「生活保護におけるケースワーク業務の公的責任が後退したり、生活困窮者自立支援制度の理念が失われたりすることのないように留意する必要があるのではないか」としていただくことをお願いしたいと思います。

次に、事務局へ質問があります。要保護者の方々がこういった「重なり合う」ように本制度の事業を利用できるようになるためには、実際にはどのような制度変更が必要なのでしょう。法改正が必須なのでしょう。法や施行規則の中には要保護者が対象外である旨を具体的に示している規定はありません。

私はこの制度が始まったとき、平成27年4月1日に担当になったのですが、その前日までは生活保護のケースワーカーをしていました。この担当になりたてのとき時期に、今も残る「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」という対象者の定義について見たときに、「この定義は要保護者を含んでいるのではないか」と感じたのを思い出しています。事例として2点ほど資料には挙げていますが、生活保護制度を利用していても、最低限度の生活を「維持することが出来なくなるおそれのある」事態に多く遭遇してきたからです。保護が決定したからといって、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがないとは言えないのではないかと思います。

こちらのこれまでの資料についてですが、ここで対象者像が生活困窮者自立支援法と生活保護法がありますが、仮にこの生活困窮者自立支援法が生活保護法の6条に書いてある対象者を包摂していると考えても、あまり矛盾がないのではないかと私には見えています。

また、本法が施行直前の平成27年3月19日に発出された事務連絡「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」、この中では要保護者は対象にならないということが具体的にはっきりと書いてあります。

ただ、この質疑応答集が出た7日後の平成27年3月26日に出された「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担協議等について」という事務連絡がありますけれども、これについては保護の体制整備強化事業について書かれた箇所があるのですが、保護の体制整備強化事業というのは、保護の面接相談業務の一部について強化していくという事業なのですけれども、ここには「要保護者」が対象であると書いてありまして、その「要保護者」が対象である事業について、生活困窮者自立支援制度が始まって自立相談支援事業が必須事業化されるので、この事業の必要性や事業規模について精査・検討することと中で述べられています。

このことは、制度が始まったときに自立相談支援事業を要保護者への支援のために一定程度活用できるということを含んでいたのではないかと感じます。

また、両制度で使える子どもの学習・生活支援事業ですとか、住居確保給付金を利用する方が生活保護を利用することになったときの保護開始月の調整の規定がありますけれども、こういったことを考慮すると、要保護の方々が本制度の事業を利用するためには、法改正は必須ではなく、場合によっては事務連絡の変更で可能になるのではないかと考えますが、この辺り、事務局の見解を御教示いただければと存じます。

以上です。

○新保座長 林構成員、ありがとうございました。

それでは、事務局より回答をお願いいたします。

○唐木室長 申し遅れました。困窮室長の唐木でございます。

林構成員、御意見をありがとうございました。まず、御意見のところでした。47ページの5行目の修正案につきましては、いただいた御意見を踏まえてどういう表現になるかということも含めて検討させていただければと思っております。

事務局への質問という形でいただきました内容ですけれども、御指摘のポイントは、法や施行規則の中には要保護者が対象外である旨が具体的に規定はされていないので、要保護者が生活困窮者の事業を利用できるようになるためにはどのような対応が必要かということをお伺いかと思っております。事務連絡の改正で済むのか法改正かということですが、こちらにつきましては、生活困窮者自立支援の対象者は要保護者以外の生活困窮者であると考えております。生活困窮者自立支援法の第3条の第1項におきまして、生活困窮者は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」という形で規定をされております。一方で、生活保護法においては、第6条の第2項の要保護者のところについては、「現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう」という形で定義をされておまして、各種の扶助の対象者のところには「困窮のため最低限度の生活を維持することができない者」という形で規定されておまして、両者は法律上明確に分けられていると考えております。

また、平成25年に質問主意書という制度が国にありまして、国会からの質問に対して政府側が閣議決定をもって答弁するという内容なのですけれども、そちらにおきましても、生活困窮者自立支援法案第2条第1項において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と規定されていたことから、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者は含まれないという形での答弁をしております。このため、生活困窮者に生活保護法の要保護者ということは含まれないと考えておまして、要保護者を対象とする場合には法改正が必要になるのではないかと考えております。

なお、自立相談支援事業においては、相談者が要保護者であるか否かが不明であることが多いと考えられますことから、相談者が要保護者に該当する可能性があることをもって、自立相談支援事業の対象から除外するものではないという形で考えております。

以上です。

○新保座長 室長、ありがとうございました。

林構成員、よろしいでしょうか。

○林構成員 そうしましたら、また画面共有させていただきます。今、法改正が必要だというお話がありましたけれども、実際の今の状況を振り返ってみたいと思います。

これは新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が出たときのプレスリリースの内容です。プレスリリース時の資料には、「新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等

の特例貸付の申請期限を延長してきた一方で、貸付限度額に達している、社会福祉協議会では再貸付について不承認されたという事情で特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する、こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある」とあります。この中の「生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある」というのは、特例貸付を利用できない困窮世帯の中には、要保護状態にあるが生活保護に移行できていない世帯が含まれている実態を把握していたということからの記述ではないかと思われませんが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、月1回以上自立相談支援機関の面接等を受けるなどが条件となっています。こちらの自立支援金の事務マニュアルには、例えば収入要件の確認のときに要保護世帯であることが判明した場合の取扱いについては特に記されていない状況です。自立支援機関においては、この質疑応答等の中で生活保護制度が対応するとされている「要保護」状態の方に対しても継続的な相談支援が行われる状況が、まさに今、法改正なしで実施されている状況ではないかと思えます。現状の施策との整合のため、この質疑応答集の特に問4の見直しは必要で、要保護者の支援を行えるようにする必要があるのではないかと考えております。

また、要保護者の支援については、柔軟に両制度が連携・協働して行う必要があると思えます。座間市の現場でも、例えば新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の運用において、収入確認のときに要保護状態であることが判明したときには、生活保護担当の職員が相談、面接に同席するなどの対応を行っています。自治体によって両制度の実施体制が異なるため、支援の一体的実施には柔軟さが求められると思えます。人員体制の充実をはじめ、様々な課題はありますが、コロナ禍における住居確保給付金の対象拡大にも見られたように、本制度の持つ柔軟性は危機において力を発揮する大切な特質だと思います。今後の両制度の重なり合いの議論も含め、法改正が必要な場合には国や自治体の責務について明らかにしつつ、一方で、生活困窮者自立支援制度の持つ柔軟性が失われないよう留意していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

最後の御発言は、この論点に関連した御意見ということで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、垣田構成員、資料の画面共有もできればお願いいたします。

○垣田構成員 大阪公立大学の垣田です。よろしくお願いいたします。

私は、このたび事務局で取りまとめていただいた論点整理（案）に対して、居住支援に関する4つの修正案の御検討をお願いしたいと考えています。

それに先立ちまして、事務局の皆様には、論点整理（案）を取りまとめてくださったことに感謝しております。ありがとうございます。

論点整理（案）に対し、このワーキンググループで御検討いただきたい4つの修正案に

ついて、この場で構成員の皆様方から御賛同をいただけましたら、もしくは特に御異論がございませんでしたら、この修正案に沿って論点整理（案）を修正いただきたいと思いますとおります。

1つ目は、論点整理（案）の38ページの2つ目の○のコロナ禍における住居確保給付金に関する記載についてです。「高齢者や自営業者等に対する支援のあり方についても検討する必要がある」という記載がございます。論点整理（案）は、総論と各論がそれぞれ「現状の評価と課題」という箇所と「論点」という箇所の2つに分けて構成されています。この高齢者や自営業者について検討する必要があるという記載は、今の段階では「現状の評価と課題」の箇所に記載されております。ただし、この「現状の評価と課題」という箇所は、このような傾向が見られるとか、そのエビデンス等が示されているものです。この高齢者や自営業者に関する記載では検討の必要性が述べられておりますので、この記載に関しては「論点」の箇所に移動した上で、書きぶりについて「論点」の箇所にあるほかの記載と同じように「検討すべきではないか」という文章に修正いただくことが適切ではないかと考えております。

この修正案を御検討いただくにあたって、そもそもこの点に関して私が申し上げた際の、前回の3月7日のワーキンググループ（合同）やその前の2月21日のワーキンググループ（各事業の在り方検討班）での提出資料についても、本日の資料に掲載しております。本日の私の資料の3ページに、自営業者等に関する求職活動要件や、就労を見込めない状態にある高齢者について検討する必要があると記載しており、以前にワーキングで申し上げたということがございます。

2つ目に参ります。39ページの1つ目の○です。これまでワーキングで私が繰り返して申し上げた点を論点整理（案）に記載いただいたことは非常にありがたく思っております。この箇所では、「居住支援は、就労を含めた自立の基盤であり、全ての自治体で実施されることが重要であることから、一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を居住支援事業として再編した上で必須化すべきではないか」と記載いただいております。

この点について、私は異存ございません。ただし、この論点整理（案）をベースにした本日の参考資料の「論点整理（案）の概要」を見ますと、就労と家計のところは「必須事業化すべき」と記載されておりますが、私が申し上げたこの居住支援に関しては「必須事業化すべき」という記載ではなく「実施率の向上が必要」という記載になっております。論点整理（案）の本文では、就労も家計も居住も「必須化すべきではないか」と同じ文言が記されています。それを踏まえて概要を仕上げることになるわけですから、本文を踏まえると、概要で居住支援についても「必須事業化すべき」と記載する必要があると考えています。就労と家計について、概要で「必須事業化すべき」と記載する一方で、居住支援に関してのみ「実施率の向上が必要」と記載してしまうと、就労や家計との相違点が目立って誤解を招くおそれがありますので、この概要の記載について修正いただくことについ

て、このワーキングで御検討をお願いしたいと思っております。

なお、実施率の向上については、もちろん書いていただくことについて反対しているわけではございません。ただし、実施率の向上に関しては、前回の3月7日のワーキンググループ（合同）で私が申し上げたとおり、自治体に対して実施率の向上を委ねるということだけでは実施率の向上の実現は難しいと考えておりますので、この箇所の書きぶりは「実施率の向上を図る方策の検討が必要」と修正する案も考えられるだろうということを私の資料の4ページに記しております。

この点に関して、以前に私がワーキングに提出した資料についても、その次の5ページに掲載しております。任意事業の実施率の向上を自治体に対して委ねるだけでは、なかなか実施率の向上に結びつきにくい面があるだろうということを先月のワーキングで申し上げたところでございます。

次に、御検討いただきたい3つ目の点です。こちらについては39ページの3つ目の○に、一時生活支援事業の「未実施自治体においては、実施自治体に流入することがないように、救護施設、日常生活支援住居施設等自治体内の施設の活用も検討すべきではないか」とまとめていただいております。ただし、この箇所について、実施自治体への流入や移動そのものを抑制する趣旨ではないと私は考えておりますし、私が申し上げたときもそう考えておりました。未実施自治体から実施自治体へ相談者御本人が移動することそのものを抑制するという趣旨ではなく、未実施自治体においてあの自治体へ行くところという一時生活支援を利用できるよというような意味合いで実施自治体への移動を促すといった対応を行うことがないようにという趣旨でして、その趣旨に沿った文章に修正いただくほうが誤解を招かないだろうと考えております。

この未実施自治体から実施自治体への移動に伴う論点等については、2月21日のワーキングで提出した資料を私の資料の7ページに掲載しております。

最後に、御検討をお願いしたい点の4つ目は、35ページの3つ目の○です。ここでは、「一時生活支援事業の実施自治体数は増加傾向にあるものの、伸び率は年々減少しており、他の任意事業と比べても低い水準になっている。一時生活支援事業は依然としてホームレス対策の印象が強いことに加え、自治体における潜在的なニーズを把握していない、もしくは把握が不十分なことも実施が進まない要因となっている」とまとめていただいております。

本日の資料1で、私から指摘があったとして「自治体における居住支援のニーズについて」という2つの円グラフをまとめていただきました。ありがとうございます。これを拝見しますと、一時生活支援事業の未実施自治体では「住まい不安定」の新規相談があると答えた自治体が84.7%、「ホームレス」の新規相談があると答えた自治体が31.2%あるとのことです。相当程度の未実施自治体において、「住まい不安定」や「ホームレス」の新規相談がこれほどもあるという割合が提示されております。これは非常に貴重なデータですので、そして、このワーキングの場でこういうデータの検証や検討が必要ではないかと

私自身も指摘した経緯もございますので、この結果については、論点整理（案）の「居住支援のあり方」の中の「現状の評価と課題」の箇所に記載いただくことが適切ではないかと考えております。そのことによって、それに続く「論点」の箇所で、一時生活支援事業を必須化すべきではないかと述べる根拠がより明確になるのではないかと考えております。

この点について、私が以前にワーキングで申し上げた際の資料を、私の資料の9ページに掲載しております。

以上、この場で御検討をお願いしたい4つの修正案をお示しいたしました。御議論のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○新保座長 垣田構成員、ありがとうございました。

それでは、事務局からお願いします。

○唐木室長 垣田構成員、ありがとうございます。

御発言いただいた後、ほかの構成員の皆様からの御意見なども踏まえてという前提ですが、今、お話しいただいた内容を踏まえて、現時点の事務局としての考え方を述べさせていただきますと思います。

1つ目の38ページの2ポツ目のところです。「上述の高齢者や自営業者等に対する支援のあり方についても検討する必要がある」という表現については「現状の評価と課題」の箇所に記載をしておりますけれども、他の事項なども並べて考えますと、構成員御指摘のとおり、内容としては「論点」のところに記載するほうが整理上もふさわしかろうということで考えます。こちらの整理が十分でなくて申し訳ございませんでした。ですから、ほかの構成員の方から御異論等がなければ、「論点」にこちらの表現を移動して記載するという形はできるかなと考えております。

39ページの1つ目の居住支援についての必須化のところですが、概要の部分で確かにこの意見まで含めて記載されていなかったということにして、概要は基本的には論点整理の中の主な意見でどういったものがあつたかを示すものでありますので、主立った意見の一つとして反映できるものは反映しなければならないと考えておりますので、御意見を踏まえて修正を検討したいと思っております。

39ページの3つ目のところですが、こちらは「実施自治体に流入することがないよう」という表現ですけれども、ここの表現をどうするかということの内容についても検討させていただきますと思います。

35ページの3つ目、最後のところですが、本日お示しさせていただいた資料1の1ページ目の内容は今回お示しさせていただいたものでありますので、それを現状のところに入れ込むことは必要と御意見が出れば前向きに検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

○新保座長 唐木室長、ありがとうございました。

垣田構成員、よろしいでしょうか。

○垣田構成員 ありがとうございます。

ぜひともほかの構成員の皆様方から御意見等がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、ここからは挙手ボタンを使って押していただいて、順次私のほうで指名させていただきますので、御発言が終わるまでは挙手ボタンを下ろさないでいていただいて、発言が終わったところでボタンを下ろしていただけたらと思います。

では、村木構成員、穴澤構成員のお二人が挙がっていますので、村木構成員からお願いいたします。できましたら、資料のどこのところかということもお伝えいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○村木構成員 ありがとうございます。

まず、この論点整理(案)をまとめていただきまして、本当にありがとうございました。

私からは意見が2点ございまして、23ページから25ページにかけての就労準備支援事業及び就労訓練事業のことについて、修正という形ではないのですが、今後改正もしくはデータを取る際には、ぜひとも利用者さんの属性や特性というものをもう少し細かく集計をしていただければというところを一つ思っております。このワーキングの発表でもありましたけれども、私のほうもそうですが、グレーゾーンと言われるような方が非常に多いと。仕事をしていただく上で非常にサポートが必要な方がかなりいらっしゃる。そういったところがデータとして出てこないというところが今はあるのではないかとこのところもありますので、認定就労訓練事業をやる事業者にとっても、そしてまた、それを利用される方にとっても、うまくマッチングができるような形でデータの集計を今後していただければというところが1点目でございます。

2点目が、52ページの身寄りの問題に対して、親会の議論の中で「医療同意を含む」という一文が足されました。私にとって、この生活困窮者の自立支援制度において「医療同意を含む」と載ったというところは、非常に大きな意味があるのではないかと考えています。私どもも例えば身寄りのない方は高齢者の方などいろいろな属性の方がいらっしゃるのですが、その中で生活困窮ではなく特別養護老人ホームみたいな入所型の施設に入ったときに、契約行為の中で医療同意という問題が非常に大きく出てきます。そういう医療同意がこの困窮者の文章の中にも入って、そして、それが一つのきっかけとなって、医療界の皆様方に医療同意のことについても議論をしていただければということを考えています。

令和元年6月3日に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」というものが医政局から通知がなされています。そして、それが地域福祉課も含めて周知依頼という形で通知は既に出ています。ところが、医療界の皆様方にとってはそれがコンセンサスになっていない。そういう現状がありますので、ぜひともこういった生活困窮の場面からも医療同意という部分に関するガイドラインの周

知をしていただければというところで、修正案という形ではありませんけれども、一つの意見として言わせていただければと思いました。

以上となります。ありがとうございました。

○新保座長 村木構成員、ありがとうございました。

それでは、御意見ということで、次の構成員にお願いしたいと思います。穴澤構成員、お願いいたします。

○穴澤構成員 よろしく申し上げます。

画面を共有させてください。大きく意見としては2つです。それと子どもの学習支援の部分で私どもの取組の部分でいろいろ意見が上がってきたので、その部分を載せさせていただいているので、それは参考までにとのことでございます。

まず、自立支援に関連する諸課題で、ページでいうと53から54のところです。フードバンクの部分なのですが、実際にこのようにフードバンクが広がったとかという形での実績は書いてあるのですが、「論点」の部分ではフードバンクに関する部分の記載はないのですね。ですから、フードバンクの部分、確かに農水省の部分の動きなどもあると思うのですが、困窮者支援でも非常に重要な部分だとは思われますので、これは見直していただいているのですが、こんな形で文章を入れたらどうかと。フードバンクの連携は、生活困窮者支援の機関に関する部分のアウトリーチ支援、要するに、フードバンクの利用でこっちにつながって、フードバンクが先で困窮につながるみたいなのところもあったりするわけですね。だから、早期発見につながるのか、かつ自立相談支援機関にフードバンクを広めるための予算づけなども必要なのではないかと。ここは前回もお伝えしたかどうかあれなのですが、広域でやっているのと田舎にフードバンクが実際に送らないといけないこともあったりするのです、そういった部分での予算措置が必要なのではないかとということです。

その次の部分に関しては、省庁の位置づけを明確にするというところで、困窮支援の中でもどう位置づけていくのが重要なのではないかとということを入れたらどうかという意見でございます。

もう一つですが、支援を行う枠組みで62ページになります。3つ目の部分で「また、こうした中間支援の機能については、域内の自治体が全て参加するネットワークが担うべきではないか」みたいな形になっていますが、ここは自治体全てが参加するというよりは、域内の自治体及び困窮者の支援機関の協働で参加するネットワークが担うべきではないかというほうが現実的というか、よりネットワークの意味があるのではないかと思います。この2点でございます。

参考までに、私どもの北海道で今年度補助事業の部分でやりました後方支援プロジェクトの中で、子どもの学習支援の実施自治体からの要望があって情報交換会を実施しましたので、その部分でポイント、出ていた意見などをまとめた部分がありましたので、御参考までに提出したいなと思います。これは後で厚労省さんにお送りしたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

以上でございます。

○新保座長 穴澤構成員、ありがとうございました。

後で資料を共有していただけるということ、また、子どもの学習支援の状況のポイントなどもお示しいたきまして、ありがとうございました。

この後なのですが、青砥構成員、守屋構成員、岩永構成員、鏑木構成員の順番で御発言をお願いいたします。

青砥構成員、お願いいたします。

○青砥構成員 よろしく申し上げます。

資料を共有したいと思います。まず、今回の事業でここだけこういうデータをつくってみましたので、御参考までに後で読んでいただければと思います。要するに、学習・生活支援活動といえますか、事業を規定する、今、どういう要因で学習支援がつけられているのかということをござっとまとめてみました。これは子ども、親、保護者のニーズであったり、勉強したい子や生きることを支えてほしい子、学びや学校から取り残されたくないという思いや日常のしんどさ、中学までに達成したい学力、学習意欲、学習習慣、その低さ、それから、生活保護か児童扶養手当によって、児童扶養手当もしくは就学援助によって、学習意欲にはとても大きな差があります。経済困窮以外の課題を同時に抱えている子どもたちが不登校も含めてたくさんこの事業には参加しております。したがって、縦割り行政ではなかなか支援が難しいということになります。地域による格差もあります。同じ市内でも地域によって貧困の状況はとても大きな格差があります。

それから、中学や高校など、それぞれ本当は参加してほしいのだけれども、参加への消極要因がたくさんあります。中学生には高校受験や部活動などが消極要因になります。高校生はアルバイトか部活動かこの学習支援に参加するかどうかという選択もとても大きな消極要因となっていると思います。そのほか、支援者や自治体の意欲、支援者の熟練度、そういうものにも大きなこの教室や場をつくる上での要因があると。

そういうことを踏まえながら、少し私の意見を申し上げたいと思います。まず6ページの(8)と9ページの3つ目の○の補足、42ページの(6)の補足ということになると思うのですが、学習支援・生活支援事業は、今は自治体によって非常に柔軟につくられておりますが、小学生教室から中学生教室へ、地域の高校へ通うわけですけれども、その地域の高校も、私たちの自治体もそうですけれども、全国でもなかなか困難を抱えた生徒たちが進学し通うのが定時制であったり、通信制であったり、高校中退者が多い高校に集中する現象があります。ですけれども、そこで高校中退防止にとどまらず、さらにその次の段階で、たとえ中退しても地域の居場所や地域の社会資源、企業など就労につながるか、次の社会参加へつなぐ道をつくる。教育機会だけではなくてそこまで見通した息の長い事業にしていく必要があるということの記述が必要かと思えます。

さらに、高校卒業後の進路の保障です。これは今と同じ議論ですけれども、就労または

地域の社会資源につなぐことが必要だと。

それから、教室に届かない過疎地域である地方のこういう事業には、アウトリーチかもしくはオンラインなどのもっと充実した活動をやっていく必要があるだろうと思います。

46ページの補足についてなのですが、学校との連携ということが、これは必須です。教育・福祉の協働・連携がここで進めば「子供の貧困対策に関する大綱」にも書かれていますけれども、学校のプラットフォーム化は可能になる。現状では極めて困難だと思います。学校との連携、この事業をより進化させて学校と実施団体もしくは地方自治体との連携が進めば、本当の学校のプラットフォーム化は徐々にでしようけれども、実現していくのではないかと思います。

それから、これはとても難しい議論であることは承知してはいますが、保育園などで認知された被虐待児などの情報の共有の問題です。

もう一つは、生活保護世帯などでは幼稚園なり保育園に通園していない子どもがおられます。そういう子どもたちのデータベース化が必要になってくるのだと思います。

6ページの(2)(4)(5)と62ページの「町村部の支援」の部分ですけれども、これは地方自治体にぜひお願いします。地域のネットワークづくりなど、10年後の地域づくりを見据えながら、全てのステークホルダーに配慮したコミュニティー政策をつくっていく必要があるだろうと思います。こういう法改正の時期にはそういうことが可能になるだろうとっております。

44ページ、53ページの下段の補足なのですが、これは持続可能な活動を地域ができるように、この生活困窮者自立支援法は非常に柔軟な法律であると僕は理解をしておりますが、我々の学習支援もそうですけれども、やる団体、やる地域で、この地域が活動の拠点化が可能になる、そこを見据えた活動を法改正を機会に検討していただければとてもありがたく思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○新保座長 青砥構成員、ありがとうございました。

後ほど資料は共有していただけますでしょうか。

○青砥構成員 承知いたしました。

○新保座長 ありがとうございます。

守屋構成員、お願いいたします。

○守屋構成員 よろしく申し上げます。堺市社協の守屋です。

論点をまとめていただきまして、ありがとうございました。これまで発言した内容をおおむね反映していただいているなと感じている部分と、それに加えて補足的に確認も含めて修正いただきたいことなどを5点かいつまんでお話をさせていただきます。

全般的には、社会福祉協議会という言葉があまり出てこないなということで、もうちょっと社協、いっぱい言ったのだけれどもなという感じがあります。

1点目、19ページから20ページにかけてのところ。ここではアウトリーチという言

葉が出ています。ここの部分のアウトリーチの解釈のところなのですが、今日は最初に冒頭、修正があるよということでアウトリーチ等の支援についてのグラフのところで見ますと、19ページの下の段にあるひきこもり状態にある方への支援というのがアウトリーチが十分にできなかったというのは、恐らく「訪問」のことだと思うのですが、同じくこのパワーポイントのグラフの資料でいくと、自立相談支援機関がアウトリーチして相談を進めたというところは4.3倍増えているとなっています。ここの部分においては、かなり社会福祉協議会の立場でいくと特例貸付でありますとか、社協で従来からやっている公益的な取組ですね。その辺りを生かしてアウトリーチして相談を進めた部分が多いのではないかと考えております。具体的には20ページのフードバンク等との連携のところにおいて、フードバンクや社会福祉法人の公益的な取組という記載はあるのですが、従来から社会福祉協議会が進めているコミュニティーワーク機能でありますとか、コミュニティーソーシャルワーク機能との連携というところを、ぜひ社会福祉協議会という言葉も追加していただきたいなと考えております。

その根拠としては、うちもそうなのですが、社会福祉協議会で自立相談支援機関を受託しているうちの8割は、コロナ以前から緊急支援事業ということで食料を提供したりとか、使わなくなった家電製品をリサイクルしたりとか、一時的にランタン、カセットコンロを貸し出したりとか、そういったところをやっています。これは貸し出すことが目的なのではなくて、アウトリーチを目的として、アウトリーチのためのツールとして行っている取組になりますので、ぜひ社協のコミュニティーワーク機能、コミュニティーソーシャルワーク機能等との連携というところで、アウトリーチにスポットを当てた書きぶりを強調していただけたらと思っておりますのが1点目です。

2点目です。同じく20ページが一番下段のところですが、自立相談支援事業の支援員は、従来兼務が多いということですが、兼務だけではなくて非正規職員が多いということも追加をしていただく必要があるのではないかなと考えております。契約期間が決まって働いている職員は我々のところにもいますので、兼務や非正規職員が多いということの書きぶりを追加していただけたらと思っております。

3点目です。33ページなのですが、家計相談支援の関係の中で32ページから33ページにかけてのところ追加で赤表記していただいたところですが、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぐことが重要というところを書いていただいておりますが、ここにおいてはほとんどと言ったらあれなのですが、日常生活自立支援事業の契約者のうち全国的には4割ぐらいが生活保護受給者であることと、堺市もそうですが、政令指定都市においては6割、7割が生活保護受給者であるというところがありますので、この辺りが金銭管理ということをつなぐという視点と、困窮者法と生活保護の受給者というところで若干の区別があるのかないのかは留意する必要があるのかなと考えております。ここのくだりについては具体的にこう変えてくれということではないのですが、修正ということではないのですが、日常生活自立支援事業につなぐことが困窮者法

において強調されるのであれば、これは社協側の立場でいくと、日常生活自立支援事業の推進体制の着実な整備強化も厚労省さんに併せてお願いをしたいというところです。3点目は、今言ったとおりですが、日常生活自立支援事業の裏の問題とといいますか、つながれる側の立ち位置のところを述べさせていただきます。具体的にこう修正してくれということではありません。

4点目です。49ページから50ページのところで、生活保護制度との連携の部分です。こちらも修正ということではなくて、私の解釈などもお伝えさせていただけたらと思います。私はどっちかといったら「切れ目のない支援」という言葉が好きなタイプだったので「重なり合う支援」がいい言葉な反面、往々にして重なり合うということは重複するということなので、いずれどっちかでいいのではないのという議論にならないようにする必要があるので、感じてるところです。ここもそんなに何かをとということではなくて、どっちかといったら重層との考え方にも関連してくるかなと思いましたので、あえて発言をさせていただきました。

最後、5点目です。53ページからのところなのですが、社協としてはここが新骨頂かなと思っていて、「地域づくり・居場所づくり」のところは全般的に記述が少ないなど。困窮者支援の理念であります困窮者支援を通じた地域づくりというところで行くと、もう少し書きぶりがあってもよかったのかなとは思っていますが、それはこれから来年度以降の中で委ねていけたらと思います。全体的に地域づくりに関する記述が少ないなどという部分と、これも最初に述べさせてもらったコミュニティーソーシャルワーク機能やコミュニティーワーク機能に関連する部分だとは思いますが、この辺りの部分については社協が従来からやっている地域づくりの視点でありますとか、特にここについては居場所づくりという言葉でいくと、我々もそうなのですが、全国的にはボランティアセンター機能を駆使して就労準備に近いようなことをやっていたりとか、そういう居場所支援をかなり補完的にやっている部分が多いのではないかなと思いますので、53ページのうちの「論点」の「地域づくり・居場所づくり」の2つ目の○の中の「福祉分野だけでなく、公民館やまちづくりなど」のところに「ボランティアセンター」が入るのか、もしくは53ページの下の方の「関係機関・関係分野との連携」において、「社会福祉法人、NPO法人、民生委員・児童委員」のあたりに「社会福祉協議会」ではなくてもいいのですけれども、「ボランティアセンター」等の機能連携というところはぜひ入れていただけないかと思った次第です。

以上、5点です。ありがとうございました。

○新保座長 守屋構成員、どうもありがとうございました。

この後、岩永構成員、鎗木構成員、中森構成員、中島構成員と続くのですが、御発言されたい方は今、全員の方が挙手ボタンを押しておいていただけますか。残り時間もあと40分となりまして、早めにお手を挙げていただければ幸いです。

それでは、岩永構成員、よろしく願いいたします。

○岩永構成員 岩永です。よろしく申し上げます。

私からは3点、できましたら加筆ということで御意見を申し上げます。1つ目と2つ目は、林構成員が発表された御意見と関わります。林構成員の資料の1ページ目の太文字部分、47ページ、5行目の追記に賛同します。その上で、指摘された点をさらに明確にするために次の点の加筆を要望します。厚労省の資料2の5ページや47ページで「生活保護受給者も含めた一体的な支援」とありますが、この「支援」が何を意味しているのか、もう少し具体的にすべきと思います。つまり、生活保護法のどの部分と生活困窮者自立支援法のどの部分を一体的にすると言っているのか。生活保護の自治事務部分27条の2の自立支援プログラムと、生活困窮者の側は自立相談支援事業なのか、それとも任意事業のどこを意味しているのか、その辺りを明確に記述すべきではないかと思います。

2点目です。これはさらに可能であればということで、ここでは議論されなかったわけですけれども、本日の林構成員の提起を受けて考えられますこととして申し上げます。課題ということになりますが、先ほど唐木室長が説明してくださった法の対象者規定と関わります。これは法改正が必要ということの議論でしたので、「対象者規定について検討を要する」という文言を付記することが可能なかどうか。先ほどのお話を伺いますと、2つの場面が混同されて議論されているような気がします。生活保護法の要否判定前の話、入り口での話なのか、それとも要否判定が終わってからの話なのかでかなり話が違ってくると思います。今の時点での報告書で書かれていることや、先ほど保護課からの口頭説明でありました1点目、2点目の話は被保護者に対する支援であって、あくまでも要否判定が終わってからの話をされているように聞こえました。それに対して林構成員がおっしゃっていることは、恐らく要否判定前、また、唐木室長からの補足にありましたことでも、生活保護の要保護者であるかどうか分からない状況の方も困窮者制度は排除しないというお話でしたので、その議論を分けて考える必要があるかなと思います。

分けるのがいいかどうか分からないのですが、要否判定の話につきましても、今は別のところで議論されていますように、保護基準の在り方がどうなるのかとか、あるいは生活困窮者への給付とって生活困窮者が誰なのかという議論と関わって、結構難しい問題かなと思います。ですから、ここで書けるとすれば対象者規定についてさらなる検討を要するとか、そのような文言が追加可能かどうかということについてが、意見の2つ目です。

最後は、資料2の11ページ目のところで、話は替わりまして貸付の話になるのですけれども、「返済開始後も含めた返済の基準については、極力柔軟な運用を求め」とありまして、この部会でも、また親部会でもこのことについては大変議論されているなど感じています。この「極力柔軟な運用を求め」の後ろに、今さらな意見なのですけれども、「一括免除や債権放棄を含め、真に困窮している方から返済を求めた結果」云々とできないのかと思います。行政事業レビューなどを傍聴させていただいたときにも、社協の負担は大変重いのではないかという議論が様々出ていました。一般道徳として借りた金は返すべきという道徳はあるとは思いますが、しかし、他方で、返還に関わるコストも大変膨大で、返し

てもらえる金額とどちらがペイするのかを考えても、一括免除とか債権放棄というのはあり得る手段ではないかと思います。できるかどうかは別にして、加筆することが可能であればお願いしたいなと思いました。

以上です。

○新保座長 岩永構成員、ありがとうございました。

それでは、皆様、挙手していただいているのですけれども、御意見のある方はよろしいでしょうか。

そうしましたら、今日はタイマーがないのですけれども、ここから先の構成員の方は3分以内をお願いしますと全員がスムーズに御発言いただけるかなと思います。

それでは、鎚木構成員、お願いいたします。

○鎚木構成員 ありがとうございます。

私からは意見と、加筆を少しだけお願いしたい部分について申し上げます。11ページの1ポツ目に関してなのですけれども、赤字で加筆をいただいた部分ですね。この部分はとても重要な指摘であると思います。このコロナ禍で、特に相談者が急増し、いわゆる貸付や給付の事務に追われた自立相談支援機関の中には、支援員の方が相談者に対応する際に、制度の要件や利用の条件に着目しがちになってしまい、相談者を条件や要件に当てはまるか当てはまらないかという、本来はあってはならないのですけれども、そういう基準の中で捉えてしまいがちになってしまったということがあったそうです。主任相談支援員の方からは、そういったことがないように支援員の支援にすごく力を入れなければならない状況だった、という話も伺いました。この状況を踏まえすと、この11ページの1ポツ目の部分は非常に制度の理念にも関わる重要な内容であると思っています。

困窮制度は元来、相談支援を軸にした制度ですし、コロナ禍前はそもそも他制度の現金やサービスなどの社会保障給付と効果的・有機的に連携しながら支援を行うというところが、困窮制度における新しい社会保障の形であったと思います。この考え方は今回のコロナ禍で見えてきた、先ほど申し上げた窓口での対応の課題なども踏まえると、今後も大切に継承していく必要があると思います。もちろんこの11ページの1ポツ目にあるように、コロナ禍で見えてきた経済的支援の在り方に関する課題は引き続き検証していく必要がありますが、それはもっと大きく今後の社会保障の在り方も含めて検討していく必要があるべきものでもあり、困窮制度の改正の中だけで対応すべきものではないのではないかと考えています。

以上を踏まえすと、11ページ目の1ポツ目の部分ですけれども、もう少し書き足していただいて「困窮者制度を超えた社会保障全体のより大きな枠組みの中で」ということで、明確化を図るため一文加えていただければと思いました。

私からは以上です。

○新保座長 鎚木構成員、ありがとうございました。

それでは、中森構成員、お願いいたします。

○中森構成員 よろしくお願ひいたします。

資料をつくりましたので、画面共有させていただきます。これは後ほどお送りしますので、アップのほう、よろしくお願ひできればと思います。

私は各ページで気になるところを赤字にしてアップしておりますので、細かいところは見てもらえたらと思います。まず1つ目が10ページ目の「生活困窮者自立支援のあり方」の「法の理念やあり方」についてです。これに関しては、改めて法の理念のことを考え直すということが入ってくるのはとても賛成です。林構成員からの資料にもあったとおりなのですが、家計改善支援に関していうと、ある程度収入があると経済的には困窮していないとみなされてしまって、ある地域では支援の対象外、支援を行ってくれないという声も聞いたりしました。ですから、「現に経済的に困窮し」という言葉が、お金がかなりない人とか、お金がない人と誤解を受けているところもあるのだなと思いましたので、ぜひこの件は見直しをお願ひできればと思いました。

次の11ページの「論点」の「法の理念やあり方」の中ですけれども、貸付の償還の件に関しても検討すべきではないかということにはもちろん賛成です。償還が10年という長期にわたる中で、返済が難しくなった相談者への対応を家計改善支援員が受けることを条件化してはという意見もあるのですが、この償還が始まるまで1年も無いというところでまだ具体的な提示がない中で、私たち家計改善支援員は何をどう準備していけばいいのかということで戦々恐々としている状態です。ですから、この点に関しては早めに検討することを望みます。

同じく12ページなのについては、こちらでも家計改善を入れることで税部局との連携にとても効果を与えるという話がある一方で、連携の難しさがあるという地域からのお話も聞いておりますので、なぜ連携に難しさがあるのかを調べた上で、家計改善支援員がスムーズに連携できるような申し送り等の支援を望みたいと思います。

次に、個別論点で各構成員からの話がありました。自立相談支援の在り方については17ページのところです。これは言葉のことなので、ここにいる皆さんはもちろん分かっているかと思うのですが、「連携」という言葉と「つなぎ」という言葉が全体を見ると混在しているように感じました。「つなぎ」というものが紹介、つないで終わりみたいになっているというところは懸念されると各地で聞いておりますので、もしも統一を図れるのであれば「連携」という言葉として、紹介して終わるのではなくてつながり続けながらサポートするのだという言葉も入っているといいかなと思いましたので、意見として出しておきます。

あとは、これは関東、東京に関してかもしれませんが、20ページ目で事業の委託先の選定の件が書かれております。事業者を選定する際の提案のことなのですが、通常、任意事業の場合には、その専門性に特化してやっているところもあつたりします。私のところも家計改善支援事業に特化して力を磨いてきているところなのですが、プロポーザルで募集が出る際には、自立相談支援事業と任意事業がセットで募集が出されてしまいますと、自立

相談支援もできなければ応募、つまり手を挙げることすらできないという状態があります。それを回避するために事業体をつくって支援をしているような地域もあると聞いていますが、事業体を組めない場合には、専門性があっても力を発揮する場に手を挙げることすらできないということがありましたので、少し加えてもらえないかと思って御提案さしあげました。

次に個別論点のほうで「家計改善支援のあり方」についてです。30ページに家計改善支援の「基本的な考え方」がありますが、ここに税の滞納の解消であったりということは書いているのですが、それだけの家計改善支援の基本的な考え方に入れてしまうと、できることがないということで、家計改善支援のほうが対応しないということも聞いております。家計改善というのは滞納の解消だけではなくて、給付制度を利用する際のサポートができるということも一言加えてもらおうと、ただの滞納解消のためにあるのではないよということが分かっていいのではないかと思ってご提案しました。

30ページ、家計改善の「論点」のところに関しては、小規模自治体であったり、広域実施に関与すべきではないかということ、これはとても賛成です。広域の場合は物理的な距離もあって対応できる時間は限られてしまいます。1日1件だけ、行って帰ってそれだけで終わりというところもありますので、この点をオンラインで対応できないかということの検討も必要でしょうし、そもそも広域の場合は近くに家計改善支援をできる人材がいらないという話も聞いておりますので、そういった場合でもオンラインを活用することで、場所は固定せずに相談員が確保できるということも検討してもらえたらと思ひまして、細かい点ですけれども、付け加えました。

最後、33ページ目で、ここでスーパーバイズの件が定義されています。ただし、スーパーバイズとは何かという定義を明確にしたほうがいいのではないかという意見が親会のほうでもありましたので、スーパーバイズとは具体的にどんな人がどんな方法でどんな対応をするのかということまで検討いただけたらと思ひました。

家計改善支援に関しては、先ほど堺市さんからもお話がありましたけれども、兼業の方が7割というデータがあります。かつ、それが非正規職員であるということも聞いております。そういった中で、これから貸付の償還が始まる時に家計改善支援を条件化したほうがいいのではないかという意見も入っておりますので、とても負担が大きくなっていくと思ひます。そのために相談員がバーンアウトしないような体制も必要だということで、家計改善支援員のSOSを受け止めるためのサポートができる体制、それがスーパーバイズではないかと私は考えており、この点を付け加えましたので、これを資料として提供したいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○新保座長 中森構成員、ありがとうございました。資料も御提供いただけるということで、ありがとうございます。

それでは、中島構成員、お願いいたします。

○中島構成員 よろしく申し上げます。

簡単に発言メモをつくりましたので、御覧いただきたいと思います。まず特例貸付について、3ページの1つ目の○では、「都道府県社協が実施する」とあります。一方で、8ページの4つ目の○においては、「国においては、特例貸付や住居確保給付金の特例措置を実施してきた」とあります。特例貸付の実施主体は都道府県の社会福祉協議会、住居確保給付金については福祉事務所の設置自治体と認識していますので、ここは言葉の整理が必要かなと思っています。

33ページ、先ほど守屋構成員からも少し発言がありました、家計改善支援事業のつなぎ先としての日常生活自立支援事業ですが、そもそも日常生活自立支援事業については判断が難しくなってきた方の権利を守っていくことが大きな目的の一つです。ゆえに、例えば「本人の権利が侵害されたり、日常の生活に支障が生じている状況があった場合は」という言葉を添えておく必要があると思いました。

同じく33ページですが、生活福祉資金については、一時的な減収や支出増に対応すると効果が高いと思う一方、恒常的な支出超過の状況にある世帯への貸付は効果が行き届かないところがあります。生活福祉資金の相談の際に、「慢性的な収支のアンバランスが見受けられたとき、家計改善支援事業の利用を促す」というような書き方のほうがいいのかと感じたところです。

最後、56ページの「現状の評価と課題」の人材育成のところですか。ソーシャルワークのことに加筆をしていただきました。ありがとうございます。まさにソーシャルワークの実践そのものという現状評価が冒頭にありますので、この現況を踏まえていただいた上で、「論点」のところにぜひソーシャルワークの機能を発揮できるような人材を養成し、その質を高めていくと具体的に言及いただくようお願いしたいと思います。

以上になります。ありがとうございます。

○新保座長 中島構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、藤森構成員、お願いしてもいいですか。

○藤森構成員 ありがとうございます。藤森です。

私は3点申し上げたいと思います。第1点目に、先ほど垣田構成員からお話のあった4点の御指摘は、4点とも賛成です。特に38ページにありました住居確保給付金で、高齢者や自営業者に対する支援の在り方を「論点」に持つてくるということは、とても大切な御指摘だと思いました。38ページの「論点」にあります家賃補助的な施策を含めて、普遍的な社会保障施策にしていくかどうかといった検討にもつながっていくお話だと認識しております。今後のことで懸念しているのは、国民年金を受給されている高齢者の中で、家賃を負担しているかどうかは、生活困窮に大きく関わってくるところだと思っております。生活保護にまでは至らないのだけれども、家賃負担が重くて生活困窮されている方々にとって、今後こうした制度はどうあるべきか検討していく必要があると思っております。

2点目ですけれども、こちらは54ページの「身寄り問題」のところの下から2つ目の○

なのですが、その真ん中あたりのところに、「特に居住支援においては、身寄りがない人の住居確保や孤独死の問題に対して、債務保証等の支援を行う居住支援法人の設置を促進するとともに、居住支援以外の分野を含めて・・・」と書かれています。ここで課題になっているのは、孤独死、滞納、様々なトラブルのだと思います。それに対して「長期的・継続的な見守り体制を強化していく」ことが最初に来るのかなと思います。それが、債務保証等の支援を行う居住支援法人の設置の後に来るか前に来るのかは悩むところですが、この一文は入れていただいたほうがいいのではないかと考えております。

3点目、今、言ったところに関連したところなのですが、39ページの一番下の「地域居住支援事業」の中頃に、「長期的・継続的な見守り等の支援を強化するなど支援のあり方を検討する」という文言があります。これは、とても大事なところだと思っております。特に先ほどの身寄り問題などは、亡くなった後の死後事務のところまで見るわけだから、かなり長期に関わっていくこととなります。こうした支援をこれから強化していかななくてはならない。ここに書いてある地域居住支援事業は基本的には1年程度のものですので、これから考えなくてはならないのはもう少し超長期に、しかも課題解決というのではなくて見守っていくという支援の在り方であり、それをどうしていくのかというのは、この制度の中で一つ課題になってくると考えておりますので、その点も御検討いただければと思っております。

私のほうは以上です。

○新保座長 藤森構成員、ありがとうございました。

それでは、名嘉構成員、よろしいでしょうか。

○名嘉構成員 沖縄から名嘉です。よろしく申し上げます。

この膨大な資料、論点の取りまとめ、本当に大変だったと思います。事務局の皆さんには感謝申し上げます。

1点だけです。前回の親会、検討会で五石さんがおっしゃっていたと思うのですが、いろいろな福祉サービス、支援策というものが本当に一つに有機的に統合されるような形で、かつそのサービスを活用する人の主体性というか、意思に基づいてというお話があって、すごく大事な視点だと思っていて、それをどうにかくっきり入れ込んでもらえないかなと考えたのが、資料2の12ページ、「高齢化が進展し」とあるところなのですが、例えばの話です。文案はこれでいかがでしょうかという話なのですが、「高齢化が進展し、財政状況も厳しさを増す中、課題ごとに新たな制度や事業がつくられていけば支援は複雑化し、自治体への支援現場の負担が重くなることから、関連分野を有機的に運用できるよう一体化するとともに、支援を受ける本人の要望を踏まえて本人主体で活用できるよう、包括的な支援体制のあり方について、長期的な視点で考える必要があるのではないか」。もっとうまい表現の仕方があるのかもしれませんが、例えばそういう文案はいかがでしょうか。

ただ、先ほど電話で緊急対応していて、そのときに鏑木さんが社会保障制度で11ページ

あたりで関連する非常に大事なことを言っていて、肝腎要のところを聞き逃したので、もしかしたら重複したり、そういうことがあるのかもしれませんが、私からは1点だけいかがでしょうかという要望でした。

以上です。

○新保座長 名嘉構成員、具体的な文案も含め、どうもありがとうございます。

それでは、高木構成員、お願いいたします。

○高木構成員 お世話になります。ありがとうございます。

資料はございません。私からは2つほどお話しさせていただきたいと思います。現在進行中の困窮状態も回避しなければならないかなという問題が、私のほうで見えてきました。先日の新聞記事にありましたように、総合支援の貸付の方、100人のうち62人近くが自己破産を決定したという部分がありました。その後、記事にありましたのは、7000万円近くが回収不能にあるという記事でした。本当に返したくても返せない人がいるのではと思っております。

就労準備、認定就労訓練についてです。25ページにありますように交通費を含む移動支援は、23ページにありますように、インセンティブを求めている声が高いということが明記されました。これは制度開始からの悩みでしたので、本当に改善できればと思います。本当に対象者が望む自立就労対策、生活費や返済を補える就労準備や訓練が必要かと思っております。昨今は急速に隙間バイトがはやっているように、各対象者は自力で回避しているように思います。ただ、お金だけでなく複合的な支援が必要であって、地域資源の活用をさらに有効に活用したいということの中で、追記であるか加筆をお願いしたいと思います。

一部の自治体では、事業、仕事の切り出しを努力しています。ただ、都道府県や各省庁などの連携が薄く、国土交通省などの省庁連携も具体的に進めてもらえればと思っております。そうした各省庁や自治体に呼びかけしたところ、協力したいが、文書ではっきり明記されれば応援するという声も聞こえております。多方面からの声が聞こえてきておりますので、そうした旗振り役をぜひお願いしたいなと思っております。

もう一つの意見です。先日からワクチン接種3回目の予約関係で、PCやスマホからの予約ができずにいる相談が来ております。令和3年度の厚生労働省が進めていた通信機器を活用した支援は必要性として感じてきております。就労支援、社協、無料職業、ハローワーク等でのフリーWi-Fiなどの開放が、対象者の呼び水となるのではないかとと思っております。

そうした中で、スマホの切替えによる通信額が高額になり、働いていても生活困窮に陥る人たちが最近増えてきています。食料や生活費よりも通信機器の切れ目を恐れている方が増加していると思いますので、私からはぜひともそういった形のを今回の中でも追記してもらえればと思っております。

以上です。

○新保座長 高木構成員、どうもありがとうございました。

それでは、立岡構成員、お願いいたします。

○立岡構成員 ありがとうございます。

画面共有させてください。基本的には文言の修正だけになります。お願いしたいなといったところが、54ページの下から2つ目の身寄りのところなのですが、これは最初に「居住支援協議会」という文言が入っていたけれども、これは居住支援協議会ではないねといって「居住支援法人」と書き換えていただいたところなのですが、実際に居住支援法人というのは設置するというよりは基本的に都道府県が認定するというか指定するような形なので、設置というのは文言的におかしいのかなと思ったので、あくまで「債務保証等の支援を行う居住支援法人の指定を促進するとともに」と。ここから追記でお願いできればと思っているのが、「低料金かつ丁寧な生活支援も行える居住支援法人を増やしていく必要があるのではないかと。まさに身寄り問題や生活支援問題の部分に関して、一定この居住支援法人が担っていくことが今後必要なのかなと思うので、ここはここまで記載してくれるとありがたいなというところで、検討をお願いしたいと思っているのが1点目です。

それと、ここは諦めずにずっと言い続ける、私しか言っていないところなのですが、64ページの被災者支援のところ。実際にいっぱい書き込んでいただいて、ありがとうございます。ですが、ここに最後に「特に他省庁の施策と連動させた法的整備のあり方や公的支援のあり方を検討すべきではないか」というのを、ぜひとも付け加えていただきたい。そして、しっかりと連携し、シームレスな体制を構築してほしいと思っていますので、この被災者支援と困窮者支援は連動が当たり前になるという意味合いでぜひとも記載をしていただきたいなと思います。

さっき、進士さんのほうにお話しいただいて、いわゆる保護施設からの居宅移行という形のお話を次の社会保障審議会に出していく様な話でしたけれども、実際に現在進行中の社会福祉推進事業などの調査事業においては、すべてが保護施設からの居宅移行だけという使われ方ではなく、加齢などで居宅で生活することができず、日住等の保護施設等に転居している使われ方もあり、そういった現実的にニーズもあるわけですので、その実態の部分もぜひ社会保障審議会の委員の皆様きちんと説明していただきたい。居宅移行のみならず居宅から日住などの転居もあるのだと。ここを強く押して、私からは以上とさせていただきます。

また垣田先生には全面的に賛成です。

以上です。

○新保座長 立岡構成員、ありがとうございました。

それでは、前嶋構成員、よろしくお願いいたします。

○前嶋構成員 パワーポイントを共有させてください。ありがとうございます。簡単に3点です。

まず、構成員の皆様、お疲れさまでした。取りまとめをしていただいた厚生労働省におかれましては、御尽力に感謝を申し上げます。

今回、私がお話をしようと考えていた点についてなのですが、ここまでに構成員の皆様、既に御意見をお話しになったり、事務局の御回答でほぼ網羅されていますので、強調して求めたいことを3点だけお話をさせてください。

まず、繰り返し御指摘のあった「重なり合う支援」についてですが、既に冒頭、林構成員の御質問と唐木室長の御回答で、単純に生活保護制度と困窮者支援を行うわけではないということをお示しいただきましたので、これは49ページだったと思いますが、この赤字のように加筆をしてはどうかと提案をさせていただけたらと思います。1つ目の赤字、それぞれですが、これは範囲や方法について入れることと「被保護者が様々な支援を受けられるよう」ということを入れて、重なり合うということの趣旨をもう少し明らかにしたほうがいいのではないかと考えました。赤字の後半の部分「被保護者が様々な支援を受けられるよう」というのは、同じ文章の後のほうに出てきますけれども、それを前に持ってきたらどうかという提案でございます。あとは変更ございません。御検討いただければと思います。

次に、もしもこういうことであるのだとすれば、私は今の職場が救護施設ですので、救護施設などの入所施設で「動的なアセスメント」とでもいえるもの、つまり対象者の方の意向や状態がどんどん生活している中で変化をしてくる、それを追いかけてながら、そのときの意向を踏まえた状態をアセスメントすることが自立支援制度の趣旨にも合うのではないかと思いますので、ここにあるような利用者の意向や状態を踏まえて、支援が経過とともに変化すること等、本人の意向を踏まえたアセスメントを実施するために必要に応じて救護施設等を活用した動的なアセスメントを実施することを検討すべきではないかということ併せて加えてはどうか、これも提案でございます。

最後、59ページのところでありますが、この制度の取組は本当にソーシャルワーク実践そのものだと思います。先ほども構成員から御指摘がありましたけれども、スーパービジョンとスーパーバイザーの定義、役割等についての定義が必要かなと私も感じておりました。その上で、支援員の支援の体制をきちんと支えるということであると、制度の趣旨を踏まえた実践を行うためのソーシャルワーク・スーパービジョンの在り方や組立てを仕組みの中に入れる必要があるのではないかと考えます。これがソーシャルワークの実践そのものであるならばなおさらのことと感じました。詳しくは資料をお送りします。よろしくお願ひします。

以上でございます。ありがとうございます。

○新保座長 前嶋構成員、ありがとうございました。

それでは、鈴木寛之構成員、お願いいたします。

○鈴木（寛）構成員 お世話になります。

今日はオブザーバーという形で参加させていただいております。4月1日から子育て支

援のほうに異動になりまして、虐待、初期虐待の対応等に取り組んでいるところであります。丸8年、生活困窮者の支援を行って、逆に客観的にこの制度を捉え直すことができ、この場に今いる次第です。

垣田先生、藤森先生等、居住支援について、まさにおっしゃるとおりで、今回のコロナで本当に明白になったのは居住支援、それに伴う家計改善支援の重要性、これに尽きるかと思えます。ただ、一方、39ページの1つ目の○にありますように、この必須化の文言ですね。これはもう私個人でいえば当然といえば当然なのですが、各幾つかある事業の中で一番各自治体で温度差があるのがこの一時生活支援事業なのですね。ですから、私は横のつながりで仲間はいっぱいいますけれども、この辺の温度感というか、こういったものの機運を醸成しないと、なかなか必須化を掲げても現場がついてこられるかなというところが甚だ心配であります。

2つ目、56ページ、人が人を支える支援であるということ、これは本当に痛感しました。卒業してみて、本当にこの制度は人が人を支える制度なのだということ、すごく重要だなと思えました。この理念を大切にしてほしいと。だからこそ、支援する相談支援員の立場というか、ステータスというか、そういったものをより上げていく。毎日つらい相談対応をしています。どんどん元気を吸われます。そういう相談支援員の立場だったり環境だったりというのをもっとよりよくしていくというのが、この56ページ以降に少しでも書かれているとありがたいなというところです。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、最後の御発言者となりますでしょうか。坂入構成員、よろしく願いいたします。

○坂入構成員 事務局の皆様、構成員の皆様、本当に今回、貴重な機会に参加させていただいて、ありがとうございます。

私からは3点、意見、確認事項を申し上げたいなと思っています。1点目が18ページの支援会議についてです。4割の自治体で設置済みまたは予定となっており、情報共有化等の効果が現れているとの記載があると思うのですが、実施自治体もそれほどまだ高くはなくて、令和2年度以降はコロナで開催できていないということも自治体からは聞いておりますので、本当に効果が現れているというところについては疑問がやや残るかなと思います。ですから、「一定の効果が現れている」とか、「徐々に効果が現れつつある」とか、そういったところにとどめておくべきではないかなと思っています。

次に、2点目が一時生活支援事業についてです。39ページなのですが、
「また」以降のところ「小規模自治体においては、宿泊施設の確保が困難であることを踏まえ、居住支援全体として広域実施を推進する必要があるのではないか」という記載があると思うのですが、これの理由というか示しているデータがあれば、ぜひ後でいいので御教示いただければと思っています。どちらかという今まで厚労省さんから示されているデータ

を見ると、利用者がいないであったりとか、ホームレスの方といった利用者がいないといったニーズの把握のところに課題があるかなと認識しています。ですから、宿泊場所の確保だけではなく利用者がいないなどといった対応をしたほうがいいのではないかと考えています。

林構成員の意見なのですが、**「重なり合う支援」**の実現に向けた生活保護と困窮の連携についてなのですが、茨城県は一時生活支援事業を市と広域実施でやっているのですが、**「一時生活支援事業の手引き」**の中には、生活保護の申請があった場合の取扱いとして、生活保護受給になり、居住場所等の確保に至るまでの間の一時生活によって支援することになっていきますと書いていますので、結局しばらくは一時生活のほうでやる部分が多いと思いますので、この連携をしっかりと考えていくべきではないかなと考えています。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

構成員の皆様、御発言いただきまして、ありがとうございます。予定の17時になりましたけれど、もう少しだけ延長させていただきますことをお許してください。

それでは、構成員の皆様からたくさんの御意見をいただきましたけれども、唐木室長、ここで何かいいですか。大丈夫ですか。分かりました。

それでは、本日、たくさん修正意見をいただきましたけれども、その部分の取扱いにつきましては、私と事務局にお任せいただけますでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○新保座長 なお、論点整理の取りまとめ案につきましては、今日の御意見を反映した上で、4月19日の第4回論点整理検討会に提示する予定です。今日は資料を画面提示してくださった構成員の皆様も多くいらっしゃいましたので、できましたら事務局宛てに正しく皆様がお伝えいただいたことをこちらで整理していくために、お早めに資料をお送りいただけますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本検討会のワーキンググループにおける検討を終えるに当たりまして、事務局の唐木室長から御挨拶をいただきます。

○唐木室長 本ワーキンググループを閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の論点整理検討会は、各テーマについてより深い議論ができるよう新たな試みとして、親会とワーキンググループの2段構成で開催をさせていただきまして、ワーキンググループにつきましては、昨年11月以来、各検討班における議論も含めまして、計7回にわたり開催をしております。

構成員の皆様方におかれましては、コロナ禍において支援の最前線で尽力いただいている方もいらっしゃる中、毎回多くの皆様に御参加いただきました。

また、御多忙のところ、各ワーキングのテーマに沿って大変充実したプレゼンテーショ

ンもいただきまして、制度見直しに向けて多岐にわたる建設的な御意見をいただきました。本日も皆様方から非常に多くの御意見をいただきましたので、そういったものについてどのように反映できるか、これからすぐに検討させていただきたいと思います。改めて厚く御礼のほうを申し上げます。

今後、皆様からいただいた御意見を踏まえまして、4月19日の第4回検討会において最後の議論を行いまして、4月中をめどに論点整理として取りまとめて公表を行う予定です。その後、この論点整理を基に、社会保障審議会生活困窮者支援及び生活保護部会における検討を進めてまいりたいと考えております。中長期的な検討が必要なものもございますが、皆様からいただいた御意見については、今後の議論にしっかりつなげていきたいと考えております。

ワーキンググループは今回で終了となりますが、生活困窮者自立支援制度がよりよいものとなるよう、構成員の皆様方には、引き続き御指導のほどお願い申し上げますとともに、今後ともお力添えをいただければありがたく存じます。

改めて構成員の皆様にご心より感謝を申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

最後に新保先生からも。

○新保座長 皆様、ありがとうございました。

オンラインの開催ではありましたが、実践や研究に精通された皆様から本当に的確な、そして、当事者の声を代弁するようなお話もたくさんいただきまして、大変充実した検討の場となったのではないかと思います。

また、事務局も、寄せられた御意見に対して、できるだけ論点整理（案）に漏れなく反映されるように誠実にお取り組みくださったと思います。感謝しております。

もっと時間があればというのと、議論は尽きないところだと思うのですが、本当に名残惜しいのですが、本日の議事が全て終了いたしましたので、検討会のワーキングはこれで終了となります。本当に議事進行に御協力いただきまして、改めて感謝いたします。

この論点整理のワーキングの取組が、制度の見直しに向けた検討によりよくつながっていきますことを願って、それから、この制度もそうなのですが、本当に皆様がつながっている地域の皆さんが、あとは最も社会の中で困っている皆さんの生活が少しでもよくなることを目指して、皆様が今後も引き続き活躍されますことを願うところです。

それでは、これにより拍手をもって閉会したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。（拍手）